

○総務省令第 号

地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）第十六条第二項の規定に基づき、平成二十七年度分の地方交付税の交付額の特例に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年 月 日

総務大臣 山本 早苗

平成二十七年度分の地方交付税の交付額の特例に関する省令の一部を改正する省令

平成二十七年度分の地方交付税の交付額の特例に関する省令（平成二十七年総務省令第四十二号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

平成二十七年度分の地方交付税の交付時期及び交付額の特例に関する省令

第一条の見出しを「（平成二十七年四月における交付の特例）」に改める。

第二条中「前条」を「第一条」に改め、同条を第三条とし、第一条の次に次の一条を加える。

（平成二十八年一月における交付の特例）

第二条 地方交付税法第十六条第一項の規定にかかわらず、各地方団体に対して交付すべき平成二十

七年度分の地方交付税の額のうち同法、地方交付税法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第

号）附則第二項及び普通交付税に関する省令（昭和三十七年自治省令第十七号）の規定によ

り交付すべき普通交付税の額から、既に交付した普通交付税の額を控除した額を平成二十八年一月において交付する。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。